

# 行為の制限に関する事項（景観法 第8条第2項第3号）

守るべきルール

全市域を対象として、景観に大きな影響をおよぼすおそれがある一定規模以上の建築物等について、行為の届出制により景観誘導を図ります。



## 基準1 建築物・工作物の色彩

現況の建築物等の色彩は、YR（黄赤）～Y（黄）系の暖色系色相で、鮮やかさを抑えた中・低彩度を基調としています。また、樹木等の緑は、中彩度の色彩です。よって、この緑が美しく映えるように、建築物等はより穏やかな低彩度とすることを基本とします。ただし、建築物等に多く用いられる暖色系の色相についてはより広い範囲を使用できることとします。

屋根については、暗色が基本となる色彩特性を考慮し、高明度色の使用を制限します。

対象	色相	明度	彩度
建築物の外壁 工作物の外装	0YR(10R)~5Y	—	6 以下
	上記以外の有彩色	—	2 以下
	無彩色	—	0(使用可)
建築物の屋根	0YR(10R)~5Y	6 以下	6 以下
	上記以外の有彩色	6 以下	2 以下
	無彩色	6 以下	0(使用可)

### 建築物・工作物の外壁等（赤枠）

建築物の外壁および工作物の外装の色彩は、右の表のとおりとします。

\* 建築物・工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩を除く

### 建築物の屋根（青枠）

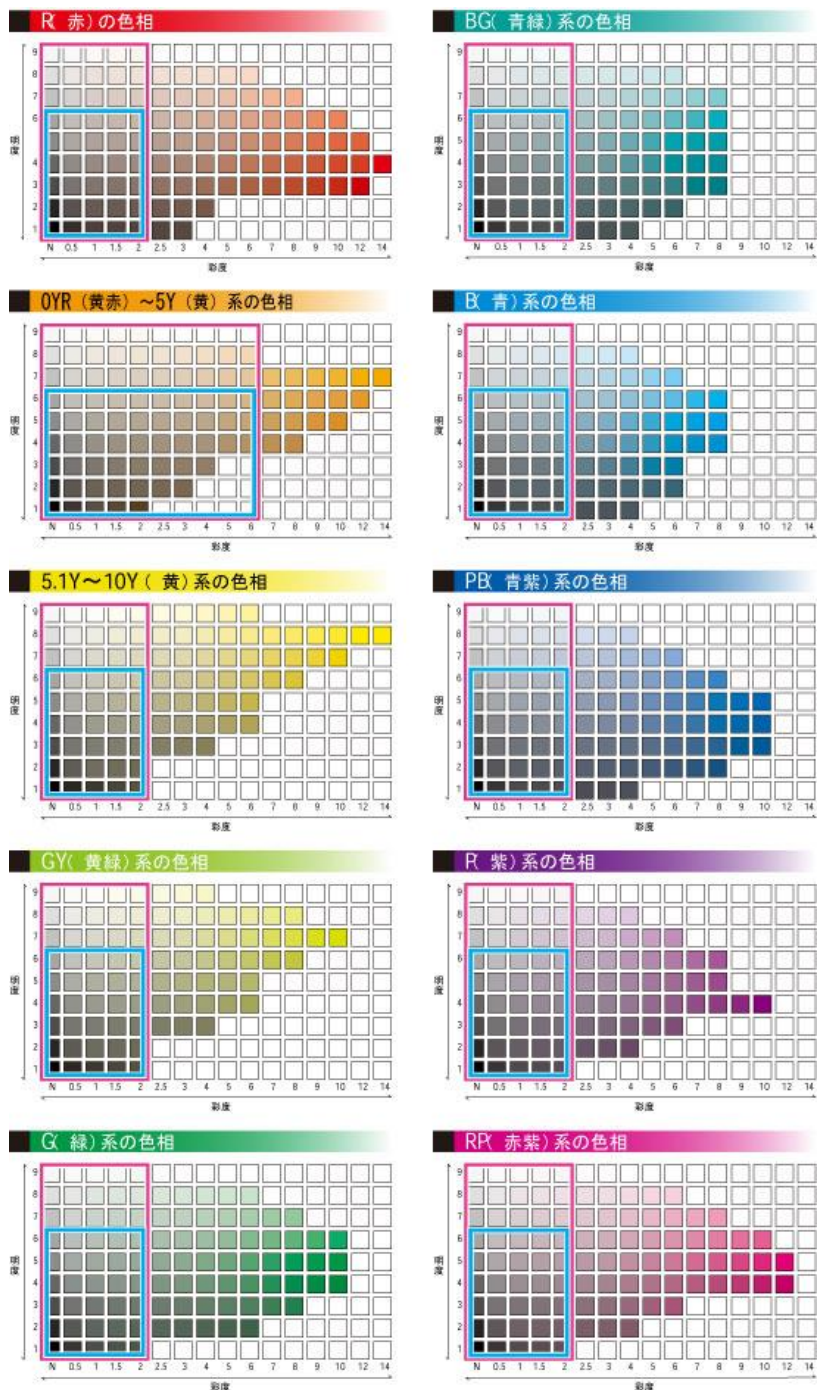
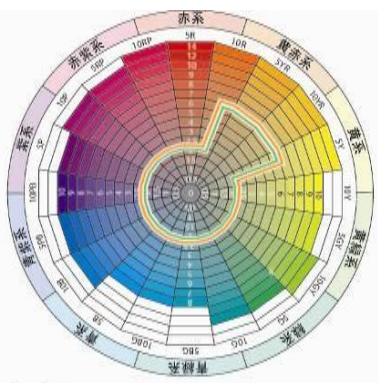
建築物の屋根の色彩は、右の表のとおりとします。

\* 銅板等の着色していない金属材は除く

### その他

・ 外壁等・屋根いずれも、見付面積の1/5 未満の範囲内で着色される部分の色彩は、制限の適用が除外されます。

\* 見付面積とは、一つの面における垂直投影面積です。→企業コーポレートカラー等で色彩基準から外れる鮮やかな色彩（アクセントカラー）を使用する場合は、各立面（一つの面の見付面積）の20%未満であれば使用可能です。



## 基準2 擁壁

規模が大きく、長大なコンクリートの壁面は、単調な景観を生み出すとともに、圧迫感を与えます。そこで、擁壁（ようへき）の建設にあっては、自然石調等の仕上げとするか\*、または擁壁前面を植栽すること等により構造体の過半を露出しないよう緑化してください。

ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に見えない場合を除きます。

\*コンクリート擁壁は、自然石を用いた擁壁に比べて明度が高く、周囲の樹木・緑・建物等と馴染みにくいほか、無表情で圧迫感を生じさせることとなります。そこで、周囲の景観を踏まえながら、表面に陰影をもたらす化粧工法等や修景緑化により、調和を図るよう努めてください。

## 基準3 木竹の伐採

樹木等の緑は、本市の景観形成において大切な要素です。このため、樹林等の木竹を伐採する際には、道路に面する部分の伐採は避けてください。やむを得ず伐採する場合は、代替え植栽に努めてください。



\*景観形成における樹木等の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行ってください。

### 色彩のあらわし方

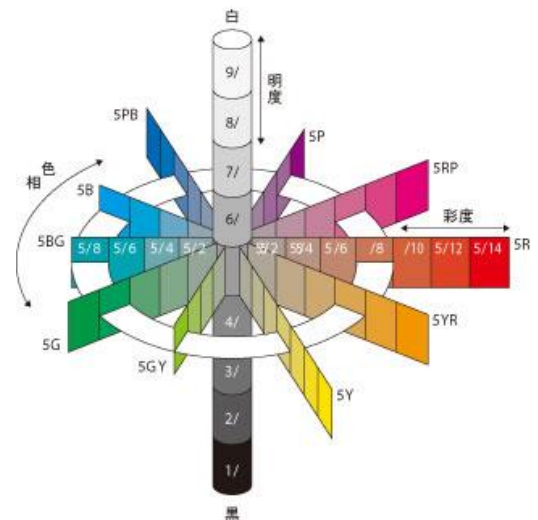
色彩基準は、日本工業規格（JIS）にも採用されている「マンセル表色系」を用いています。マンセル表色系は、色相・明度・彩度の三属性により、全ての色彩を表記することができます。

**色相：**色あいをあらわします。赤（R）・黄赤（YR）・黄（Y）・黄緑（GY）・緑（G）・青緑（BG）・青（B）・青紫（PB）・紫（P）・赤紫（RP）の10色相を環状に配置して、各色相を1から10に細分し100色相の色相環とします。

**明度：**明るさをあらわし、完全な黒を明度0、完全な白を明度10としています。

無彩色は、明度のみで色を示します。最初に「N」をつけて、例えば「N9」などのように表します。

**彩度：**鮮やかさをあらわし、数値が大きくなるに従って鮮やかさが増します。無彩色の彩度は0となります。



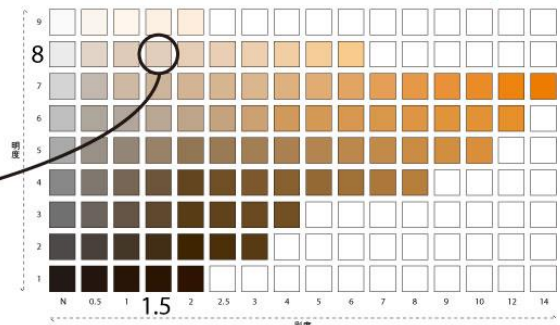
マンセル色立体の構造



10YR 8.0 / 1.5

色相=色合い 明度=明るさ 彩度=鮮やかさ  
10ワイアル 8.0 の 1.5

例えば、10YRの色相に属し、明度が8.0、彩度が1.5の色彩は、「10YR8.0/1.5」と記し、「10ワイアル、8.0の1.5」と読みます。



等色相面の明度と彩度